

今やるべきことは、すぐに始めよう

小川 清

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



日本は目覚ましい技術革新によって、効率性や便利さがクローズアップされる世の中になってきた。例えば通勤定期は家にいながらにして購入できるし、改札口も人手を介さず一瞬のタッチで通過確認される。駅員さんの仕事も様変わりしたのか、窓口を預かる職員はベテランが退き、この新しい自動改札システムや運行システムを把握している若手職員に置き換わっている印象がある。医療の世界においても技術革新の進歩は著しく、特に私たちの業務における最新性、革新性は高く、諸先輩をはじめわれわれも技術の進歩に必死に対応してきた。

しかし、診療放射線技師法については、この63年間、新しい撮像機器の登場により業務範囲は増えたが、根本的な大きな改正はなされてこなかった。実際、診療放射線技師が臨床現場で行っている業務は、法律が定めている内容とは異なってきており、早期の解決が求められていた。私たちは、実際の業務内容が法律と異なっている、あるいは不透明であると認識しつつ看過してきたことも事実であり、変革すべき診療放射線技師の業務内容における法制化への遅れを早急に取り戻す必要があった。

この現状に相まって、平成22年4月30日「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が厚生労働省医政局長から通知が出されたことはご存じであろう。特に「画像診断における読影の補助」は行うこととなっており、専門家としての役割は大きく、実践能力があるということの証しである。この通知で、診療放射線技師自身にとってはもちろん、他の医療職にも診療放射線技師の役割がより明確になったことも事実である。そして平成26年6月18日の診療放射線技師法の一部改正につながってきた。平成27年4月から、業務拡大のための医療安全を担保する研修が始まる。その中で特筆的なこととして、第一に、医療技術系職種には見られない一次救命処置が研修内容に組み込まれたことである。また今回、その研修講師として診療放射線技師の仲間から教えてもらえることであり、まさに「分かっている、知っている技師から教えてもらえる」という望ましい体制になってきた。第二に、業務拡大に伴う教育を養成教育にも求めており、大学卒業後はその内容を履修した学生が臨床現場に入ってくる。数年後には実践的な技能は培われていなくても、業務拡大に関わる知識や基礎技術を習得した新人技師が皆さまの医療機関へ加わってくる。しかし、この新しい教育内容を養成機関単独で実行していくのは大変難しいと推測されるので、ぜひとも会員の皆さまの協力・支援をお願いしたい。今後はより一層、技師会と養成機関との協働が求められており、地域と密着した循環型の生涯教育を構築していくチャンスとしたい。

われわれは総会の決議を得て、「放射線技師会」から「診療」という冠を付した「診療放射線技師会」へと名称を改めた。この意義を強く感じていただき、より「診療」という冠にふさわしい仕事を進めるために、日本中の診療放射線技師が一丸となって、もう一段ステップアップするよう努力しなければならない。「できる人が、できる時に、できることをする」はボランティアの基本であり、無理のない範囲で活動しましょう、ということであるが、業としての診療放射線技師は「今やるべきことは、すぐに始めよう」だ。